

# 解除権の行使を制約する条項

令和3年7月16日

消費者庁

# 解約権の行使を制約する条項

6月25日第19回検討会での提案

## 3 解約権の行使を制約する条項

### 提 案

- ① 消費者の解除の意思表示の方式を、消費者が容易に知り得ないものとする、消費者に過重な負担を課すものとする等して制限する条項を法第10条第1要件の例示としてはどうか。
- ② 事業者に、消費者が契約を解除するにあたって、解除権の行使方法について分かりやすく情報を提供する等の配慮をする努力義務の規定を設けてはどうか。

# 解約権の行使を制約する条項

## 検討事項

解除権の行使を制約する条項のうち、どのようなものか第10条の第1要件の例示とするか。

# 解約権の行使を制約する条項

## <関係する主な意見>

### 【契約法第10条第1要件の例示の意義】

- 口頭でも意思表示として採られるものであれば十分だという規律に対して、例えば書面によるということになつていれば、現在でも契約法第10条の第1要件には該当することになるのではないか。そうしたときにわざわざ第1要件の例示として置くのは、基本的にはもうアウトという推定が強く働くようなものだけれども、合理的な場合もあり得るものを見出すことになるのではないか。
- 「過重な」という評価を入れると、もう直ちに信義則に反するという方向にならざるを得なくなり、第1要件という説明は理論的に難しいのではないか。
- 解約を実際にするために費用あるいは労力が不相當に大きくなっているタイプのものがおそらく第1要件の例示にふさわしいものではないか。しかし「不相当」とするとやはり評価的な要素が入っていることになるので、どうかという問題は残るかもしれない。
- 「容易に知り得ない」ものは条項としてもあり得るとは思うが、運用面も条項の有効性に入れるという立場をとるにしても、第2要件の問題となるのではないか。「容易に知り得ない」が全く意味がないとは思わないが、想定したものはうまくつかめていないのではないか。

# 解約権の行使を制約する条項

## ＜関係する主な意見＞

### 【本人確認の必要性】

- 解除を申し出た方が正当な解除権者なのか、また、単独で解除できるのか否か等を書面で確認することは民法のデフォルトルールに基づいて求められる取り扱いであり、また、原本や写しによる本人確認は犯罪収益移転防止法や裁判例などに基づいて事業者が行っている取り扱いであり、これらは明確に除外されるべき。
- 当然に電話によることは全て駄目であることにはならないが、第1要件の例示として書くとすれば、合理的な本人確認の必要があるような場合か。

# 解約権の行使を制約する条項

## 【参考】支払い等において本人確認を義務付ける既存法(例)

法律	規定内容
外国為替及び外国貿易法 (昭和24年法律第228号)	<p>(銀行等の本人確認義務等)</p> <p>第18条 銀行等は、次の各号に掲げる顧客と本邦から外国へ向けた支払又は非居住者との間でする支払等…に係る為替取引…を行うに際しては、当該顧客について、運転免許証の提示を受ける方法その他の財務省令で定める方法による当該各号に定める事項(以下「本人特定事項」という。)の確認(以下「本人確認」という。)を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 自然人 氏名、住所又は居所(本邦内に住所又は居所を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、財務省令で定める事項)及び生年月日</li><li>二 法人 名称及び主たる事務所の所在地</li></ul>
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律 (平成9年法律第110号)	<p>(国外送金等をする者の告知書の提出等)</p> <p>第三条 国外送金又は国外からの送金等の受領をする者…は、その国外送金又は国外からの送金等の受領…がそれぞれ特定送金又は特定受領に該当する場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した告知書を、その国外送金等をする際、その国外送金等に係る為替取引又は買取り…に係る金融機関の営業所等…の長に対し…提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする金融機関の営業所等の長…にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等…を送信しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける金融機関の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称、住所…及び個人番号又は法人番号…を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 国外送金をする場合 その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号、当該国外送金の原因となる取引又は行為の内容(次条第一項第一号において「送金原因」という。)その他の財務省令で定める事項財</li><li>二 国外からの送金等の受領をする場合 その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の財務省令で定める事項財</li></ul>

# 解約権の行使を制約する条項

法律	規定内容
犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法律第22号)	<p>(取引時確認等)</p> <p>第4条 特定事業者(第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者(第十二条において「弁護士等」という。)を除く。以下同じ。)は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務(以下「特定業務」という。)のうち同表の下欄に定める取引(次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。)を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号(第二条第二項第四十四号から第四十七号までに掲げる特定事業者にあっては、第一号)に掲げる事項の確認を行わなければならない。</p> <p>一 本人特定事項(自然人にあっては氏名、住居(本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあっては、主務省令で定める事項)及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。)</p> <p>以下略</p>
所得税法 (昭和40年法律第33号)	<p>(利子、配当等の受領者の告知)</p> <p>第224条 国内において第二十三条第一項(利子所得)又は第二十四条第一項(配当所得)に規定する利子等又は配当等…につき支払を受ける者(法人税法別表第一(公共法人の表)に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)は、政令で定めるところにより、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その者の氏名又は名称、住所…及び個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項(定義)に規定する法人番号…を、その利子等又は配当等の支払をする者…に告知しなければならない。この場合において、当該支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払をする者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等…を送信しなければならないものとし、当該支払をする者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないものとする。</p>

# 解約権の行使を制約する条項

## 提 案

契約法第10条第1要件に、消費者の解除権の行使について、解除に係る手続に必要な範囲を超えて(※)、消費者に労力又は費用をかけさせる方法に制限する条項を例示してはどうか。

(なお、必要な範囲を超えているが、消費者にかけさせる労力又は費用の程度が低い場合は、第2要件に該当せず、第10条により無効とはならない。)

※ 「本人確認その他の解除に係る手續に必要な範囲を超えて」とすることも考えられる。